

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 結核予防法による指定医療機関の辞退
健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録
ふそ病の検査の実施
- 昭和三十二年四月鳥取県告示第百五十四号
（漁港管理者の指定について）の一部改正
- ◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示
第十三号（道路交通に関する規制について）
の一部改正

告示

鳥取県告示第百六十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第

二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 名 称 所 在 地

昭和三十六年 久能寺診療所 八頭郡郡家町大字久能寺
四月二十五日

鳥取県告示第百六十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）四十三条ノ三
第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定し
たので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医
及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令
第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十六年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	開設者氏名	指定期月日	採用点数表
真壁 医院	米子市尾高町四六	真壁 憲一	昭三六、四、一〇	乙ノ二
小鷺河診療所	気高郡鹿野町鷺峯	脇坂 嘉祐	" 三、二〇	"
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二六	佐古 恒徳	" 四、一	"
上田歯科医院	鳥取市西町一丁目	上田 務	" 四、二五	"
貝田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町九	貝田 哲雄	" 四、一〇	"
鳥取県立 整肢学園	米子市上福原一、八三三の一	鳥取県知事 石破二郎	" 四、一	甲
上田 医院	東伯郡東伯町浦安	上田 良雄	" 三、三一	乙ノ二
安達 医院	" 東郷町中興寺	安達 孝礼	" 四、一	"
中河原診療所	岩美郡国府町中河原	野津登志子	" 四、一〇	"
野津 医院	" " 谷	野津 英顕	" 四、一〇	"
太田 医院	米子市東町	太田 敏朗	" " "	"
船田 医院	西伯郡伯仙町尾高	船田 覚	" 四、一六	"
潮 診療所、	" 会見町三崎	潮 美史	" 四、二一	"
仲 歯科医院	東伯郡大栄町由良宿	仲 洋典	" " "	"

鳥取県告示第二百六十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてふそ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、みつばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 　　ふそ病予防のため
- 二 実施の区域 　　別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- みつばち

四 実施の期日 　　別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

肉眼的検査

成蜂群の性状 産卵圏の性状 蜂児の性状

細菌学的検査

直接塗採による芽胞の検出

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月十三日	西伯郡淀江町福岡、稲吉	加治木養蜂所
" 十五日	小竹 名和町名和、富長、前田	"
" 十六日	中山町岡	上野

鳥取県告示第二百六十五号

昭和三十二年四月鳥取県告示第百五十四号（漁港管理者の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「淀江一西伯郡淀江町大字淀江 淀江町」を削る。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和三十六年五月九日から施行する。

昭和三十六年五月九日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

1 通行禁止の表中

米子市管理にかかると同市皆生二、〇五〇番地地先までの間

同 上
三九八メートル

同 上
同 上 区間 車両の通行を禁止する。

を

米子市管理にかかると同市皆生二、〇五〇番地地先までの間

同 上
三九八メートル

同 上 区間 車両の通行を禁止する。

に

米子市管理にかかると同市皆生二、〇五〇番地地先までの間

同 上
二四〇メートル

同 上 区間 午前七時から午前九時まで車両（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

改める。

2 一方通行の表中

県道江北倉吉線県道長瀬倉吉線に亘る倉吉市堺町一丁目八七二番地地先から同市河原町一、七八〇番地地先までの間

同 上
六〇〇メートル

同 上 区間 車両（軽車両を除く。）は別図のとおり通行する。

を

県道江北倉吉線県道長瀬倉吉線に亘る倉吉市堺町一丁目八七二番地地先から同市河原町一、七八〇番地地先までの間

同 上
六〇〇メートル

同 上 区間 午前七時から午後七時まで車両（軽車両を除く。）は別図のとおり通行する。

に

改める。

3 一時停止の表中

鳥取市松原九〇番地地先

松原三叉路

を

鳥取市松原九〇番地地先

松原三叉路

に改める。

鳥取市今町一丁目六八番地地先

前田哲雄方前

8 警笛吹鳴の表の次に次の表を加える。

9 横断歩道設置場所

米子市明治町五七番地地先十字路	三	米子駅前
米子市東倉吉町三〇番地地先十字路	二	山陰合同銀行米子支店前
米子市角盤町四丁目二三番地地先十字路	二	後藤駅前
境港市中町九七番地地先	一	要作市方前
境港市明治町五番地地先	一	境小学校前
境港市竹内町三九三番地地先	一	余子小学校前
倉吉市明治町一、〇三一番地地先	三	倉吉駅前

設置場所	設置数	備考
鳥取市東品治町一一三の八番地地先十字路	四	山陰合同銀行鳥取支店前
鳥取市瓦町一三三番地地先十字路	四	丸石産業株式会社前
鳥取市片原一丁目五一番地地先十字路	四	中国電力株式会社前
鳥取市東品治町五八の一三番地地先	一	サワタクバス待合所前
鳥取市今町二丁目一五二番地地先	二	鳥取大丸百貨店前
鳥取市川端一丁目六〇番地地先十字路	一	大沢商店前
鳥取市東町一丁目二一九番地地先丁字路	二	鳥取県庁前
鳥取市瓦町五七番地地先	一	
鳥取市瓦町二〇三番地地先	一	瓦町ロータリー
鳥取市瓦町二〇五番地地先	一	
鳥取市今町一丁目四〇番地地先	一	
米子市角盤町二丁目五五番地地先十字路	四	明治生命前
米子市加茂町二丁目一六番地地先十字路	四	米子商工会議所前
米子市茶町一二番地地先十字路	一	藤谷巖方前